

防人給（事）第 1 1 5 号
2 8 . 3 . 2 9

大臣官房長
人事教育局長 殿
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

国際機関等に派遣される防衛省の職員に対する派遣期間中の給与の
支給割合の決定等について（通達）

標記について、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成 7 年政令第 4 3 8 号）第 5 条第 1 項（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成 4 年政令第 2 6 8 号）第 1 1 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、国際機関等に派遣される防衛省の職員に対する派遣期間中の給与の支給割合の決定等について（防人給第 1 2 3 2 6 号。2 2 . 1 0 . 1）は、廃止する。

記

- 1 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（第 3 項において「防衛省派遣処遇令」という。）第 5 条第 1 項の規定（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令第 1 1 条において準用する場合を含む。）による派遣職員（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定により派遣される自衛官及び国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により派遣される職員をいう。以下同じ。）に対する派遣期間中の給与の支給割合（以下「派遣支給割合」という。）については、派遣職員が在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）であるとした場合において、派遣の期間の初日（以下「派遣日」という。）の属する月の初日に一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号。以下この項において「一般職給与法」という。）別表第 1 イ行政職俸給表(一)の適用を受けることとした場合に、当該派遣職員が受けることとなる俸給及び扶養手当の月額並びに期末手当及び勤勉手当（勤務成績が良好である職員に対する勤勉手当の成績率（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 6 6 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定によりその例によることとされる一般職給与法

第19条の7第2項に規定する割合をいう。)として定められる成績率により算定したものをいう。)を基礎として算定した年額と、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与の特例に関する法律(昭和27年法律第93号)に基づく在勤基本手当、配偶者手当及び住居手当(派遣先機関から住居が無料で貸与されない場合における在外職員に支給される住居手当をいう。)の月額合計額を基礎として算定した年額との合計額が、派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額を超える場合には、その超える額を派遣日の前日に受けていた当該派遣職員の俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び営外手当の月額並びに期末手当を基礎として算定した年額で除して得た割合(当該割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を当該派遣職員の派遣支給割合とする。

- 2 前項の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額及び在外職員に支給される住居手当の額は、派遣日の前日の外国為替相場により本邦通貨に換算するものとする。
- 3 防衛省派遣処遇令第4条第2項前段の規定により派遣の期間を更新される派遣職員の更新の日以後の派遣支給割合は、当該更新の日を派遣日とみなし、前2項の規定により再び派遣支給割合を決定するものとする。
- 4 派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額又は派遣支給割合の算定の基礎とされる俸給その他の給与の年額に変動があった場合において、必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定の例により、派遣支給割合を変更し、又は給与を支給しないものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与の支給については、一般職に属する国家公務員の例による。